

# 平成 30 年度 公益社団法人京都府青少年育成協会 事業計画

## I 平成 30 年度 活動方針

次代を担う青少年が、社会における自らの役割と責任を自覚し、広い視野と優れた創造性を養い、心豊かにたくましく成長することは、京都府民すべての願いであり、そのために多くの方々が日々真摯な活動を続けてこられ、半世紀が経ちました。

昨年9月には、「京都府青少年育成協会創立 50 周年」という大きな節目を迎えました。「青少年育成京都府民会議」が結成された昭和 42 年9月以降、この半世紀の間に、青少年を取り巻く社会環境は大きく変化し、家庭・地域の教育力の低下が懸念される中、スマホやインターネットの普及、青少年犯罪の凶悪化や低年齢化、いじめやひきこもりの増大、さらには児童虐待の多発や薬物乱用など課題は山積しており、青少年健全育成の取組が一層期待されています。

また、京都府の少年非行の状況は、近年減少傾向を示しているものの、引き続き官民一体となった対策が求められています。

このような状況の中で、昨年 10 月 22 日(日)に「協会創立 50 周年記念大会」を開催し、青少年の健全育成に係る決意を新たにしたところです。

京都府青少年育成協会では、次の半世紀に向け、今私たちに何が求められているのか、そして、今後その役割をどう果たしていくのかを考え、京都府や関係機関、青少年育成市町村民会議、青少年(育成)団体等との連携をより一層深めながら、協会創立 50 周年記念事業として、府内の高校生に公募し、選定した青少年育成府民運動のスローガン「**気づいてる？ あなたのまわりのあたたかさ**」のもと、青少年をあたたかく見守り、その健やかな成長を支援する健全な地域社会づくりを推進するため、「平成 30 年度重点目標」に沿って、活動を展開することとします。

なお、当協会が本年4月から引き続き指定管理者の指定を受けて管理・運営する「京都府立青少年海洋センター」及び「宮津市B&G海洋センター」の各施設において、その機能を最大限に発揮するため、より適切な管理・運営に努めるとともに、自主事業の充実を図るなど利用者の増加・促進に向けて一層取組を強化します。

## II 平成30年度 重点目標

「明るい家庭と地域の輪が育てる 心豊かな青少年」  
～青少年をあたたかく見守る地域社会づくり～

- 1 青少年育成府民運動の推進
- 2 青少年の自主活動・社会参加の促進、活動支援
- 3 明るい家庭づくり運動の推進
- 4 青少年の問題行動の防止、非行対策及び社会環境浄化の推進
- 5 会員団体との連携・活動支援
- 6 京都府立青少年海洋センター(マリンピア) の利用促進

### Ⅲ 平成 30 年度 事業実施計画

#### 公 1 「青少年育成府民運動の推進」(重点目標 1～5)

青少年育成府民運動スローガン  
気づいてる? あなたのまわりの あたたかさ

##### 〔重点目標1〕 青少年育成府民運動の推進

###### 1 青少年健全育成推進のための街頭啓発活動

- (1) 青少年(育成)団体等と連携・協働し、全国強調月間など効果的な時期に街頭啓発・ミニコンサート等 を実施します。
- (2) 特に、『青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)』や『子供・若者育成支援強調月間(11月)』を 中心に、計画的に啓発活動を実施します。
- (3) 当協会としては、京都駅前など京都市内を中心に啓発活動を展開(\*1、2)します。  
また、府下においても、当該市町村民会議等と連携・協働し、啓発活動を推進します。

\*1 『青少年の非行・被害防止全国強調月間』 in KYOTO

\*2 『子供・若者育成支援強調月間』 in KYOTO

###### 2 『大人が変われば子どもも変わる運動』の推進

- (1) 青少年(育成)団体等と連携し、府内各地で啓発活動を展開します。
- (2) 当協会としては「大人が変われば子どもも変わる」「地域の子どもは地域で守り育てる」等をコンセプトとしたパンフレット・ポスター等を作成します。
- (3) 「大人が変われば子どもも変わる運動」

##### 大人が変われば子どもも変わる運動 ～ 青少年の心を育てるキャンペーン ～

- 1 「まず、大人自身が変わる」啓発運動の推進  
すべての大人が、まず自分自身が変わらねばと気づき行動する活動です。
- 2 「地域のおじさん・おばさん運動」の推進  
「地域の子どもは地域で守り育てる」という気持ちで、子どもたちを温か見守り、支援する実践活動です。  
子どもの健やかな成長を願う大人みんなの活動です。
- 3 「モラルの向上を目指した取組」の推進  
今の時代に求められるモラルのあり方や人の生き方などについて研究協議し、その普及を目指す活動です。

### 3 『青少年スマホ・ケータイ安全教室』の開催

- (1) 携帯電話等によるトラブルの被害から青少年を守ることを目的として、「青少年の健全な育成に関する条例（フィルタリング規制）」の周知徹底を図る『スマホ・ケータイ安全教室（講師派遣）』を開催します。
- (2) 対象は、小・中・高等学校（特別支援学校を含む。）の児童生徒とその保護者・教職員等です。
- (3) 講師派遣を希望される市町村民会議及び青少年育成団体等は、当協会あてに直接申し込んでください。

### 4 『青少年育成市町村民会議懇談会』の開催（6～7月）

- (1) 青少年健全育成の取組を一層推進するためには、青少年育成市町村民会議等がより一層連携・協働し、地域社会総がかりで取組を進めることが何よりも重要です。
- (2) このことを踏まえ、府内4地域（中丹・丹後、乙訓・南丹、山城北、山城南）で、行政機関も含め懇談会を開催し、意見交換・情報交換等を行います。  
そして、それぞれの地域の課題やニーズに応じた取組を、連携の輪を広げて実施します。（青少年すこやかフォーラム等）  
さらに、先進的な取組事例については、広報紙・ホームページ等で府内へ発信（広報・啓発）します。

### 5 『青少年健全育成地域活動推進事業』の実施

- (1) 近年、青少年を取り巻く状況は、いじめ、非行、不登校、ひきこもり、薬物乱用等の深刻化や、若者の社会的自立の遅れなど、多様化・複雑化しています。こうした状況の中、青少年健全育成を一層推進していくためには、これらに対する取組を粘り強く継続して進めていくことが何よりも重要です。  
そのため、本年度も引き続き、府内各地域で青少年（育成）団体等と連携・協働し、いじめや少年非行等の未然防止など、青少年の様々な課題に向けた取組を進めていきます。

#### (2) 『京都府青少年すこやかフォーラム』の開催

この間、当協会創立 50 周年の機運の醸成を図るため、また、青少年育成関係者みんなで「学び、考え、行動する」機会として、子どもたちへの危険性が増大しているスマホやインターネット利用の現状について、あるいは、青少年の薬物乱用防止等について、自らが考える機会として、フォーラムを開催してきました。

引き続き、青少年育成市町村民会議及び青少年（育成）団体等と連携・協働し、時機を得た内容でフォーラムを開催します。（年間2回）

【京都会場】平成 30 年 10 月 27 日(土)、西本願寺もんぼう聞法会館

【城陽会場】平成 31 年 1 月 26 日(土)、文化パーク城陽

## 6 広報・情報提供事業

- (1) 府内各地域における「青少年健全育成推進」の地域連携・協働の取組を、タイムリーに発信します。
- (2) 協会広報誌『わかもの京都』、青少年健全育成情報冊子『いま青少年の問題を知る』など、広報・啓発用資料、パンフレットなどを作成します。
- (3) インターネット広報の充実  
当協会のホームページを一層充実し、時機を得た情報発信に努めます。

## 〔重点目標2〕 青少年の自主活動・社会参加の促進、活動支援

### 1 「第40回少年の主張京都府大会」の開催

次代を担う子どもたちには、心身共に健康で思いやる心を持ち、社会的に自立していけるすこやかな成長が求められています。そのためには、広い視野と柔軟な発想や想像力などとともに、物事を論理的に考える力や、自らの主張を正しく伝え、理解してもらう力などを身に付けることが大切です。

「第40回少年の主張京都府大会」は、子どもたちにとって、これらの契機となることを願い実施します。

- (1) 作文の募集  
募集期間は、平成30年4月～7月とし、応募の締切は、平成30年8月3日(金)とします。
- (2) 応募対象者  
応募対象者は、府内の中学校及び特別支援学校中学部等に在籍している生徒とします。
- (3) 発表大会  
発表大会は、平成30年9月23日(日)に京都府立総合社会福祉会館(ハートピア京都)で開催します。
- (4) 共催(予定)  
京都府PTA協議会・京都市PTA連絡協議会・(独法)国立青少年教育振興機構と共催の予定です。
- (5) 作品集  
「明るい家庭づくり(家庭の日)絵画展」とともに、入選作品の作品集を作成・配布します。
- (6) その他  
「京都府知事賞」の受賞者は、京都府代表として、全国大会への出場候補者として推薦します。

## 2 青少年団体等への活動支援

- (1) 京都府青少年育成協会活動室（定員 12 名程度）を、会員等に対し会議等に使用できるスペースとして無料提供します。
- (2) 御利用の場合は、当協会へ電話等で御確認ください。

## 〔重点目標3〕 明るい家庭づくり運動の推進

### 1 明るい家庭づくり運動の普及・推進

- (1) 『家庭の日（毎月第 4 土曜日）』について、広報紙「わかもの京都」やチラシ等を活用し、普及に努めます。
- (2) 青少年健全推進のための街頭啓発活動のなかで、『家庭の日』についても府民への啓発活動を実施します。

### 2 『第 22 回明るい家庭づくり(家庭の日)絵画展』の実施

小学生から見た家庭内での微笑ましいふれあいを絵に表現することを通して、子どもたちの健やかな成長にとって家庭の役割の大切さを再認識していただくため、『第 22 回明るい家庭づくり(家庭の日)絵画展』を実施します。

#### (1) 募集作品

募集作品は、親子や家庭のふれあいを題材とした絵画とします。

#### (2) 募集締切

平成 30 年 9 月 10 日（月）

#### (3) 応募対象者

応募対象者は、府内の小学校及び特別支援学校小学部等に在籍している児童とします。

#### (4) 表彰

入選作品は表彰します。

#### (5) 作品集

「少年の主張京都府大会」事業とともに、入選作品の作品集を作成・配布します。

#### (6) 巡回展示

京都府庁をはじめ、青少年育成市町村民会議等の協力を得て、府内各地で入賞作品の巡回展示を行います。

## 〔重点目標4〕 青少年の問題行動の防止、非行対策及び社会環境浄化の推進

- 1 『青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）』及び『子供・若者育成支援強調月間（11月）』の取組
  - （1）青少年(育成)団体等と連携・協働し、街頭啓発・ミニコンサート等を実施します。
  - （2）青少年の非行のみならず、いじめ、ひきこもり、児童虐待、薬物乱用など、青少年健全育成にかかわるすべての啓発の場とします。
  - （3）強調月間に呼応した取組である「少年を明るく育てる京都大会」等へ積極的に参加します。
  - （4）青少年育成市町村民会議等と連携・協働し、啓発活動を進めます。
- 2 「青少年スマホ・ケータイ安全教室」の開催 <再掲>
- 3 「青少年健全育成地域連携推進事業」の実施 <再掲>
- 4 京都府青少年健全育成審議会 <京都府事業>

「青少年の健全な育成に関する条例」第24条の8に基づき設置された審議会である。青少年の健全な育成に関する施策の推進を図るために必要な事項を審議する。
- 5 京都府青少年健全育成功労者等知事表彰 <京都府事業>

青少年の健全な育成に多大な貢献のあった個人や団体、他の模範となる活動を行った青少年や団体の功績をたたえ、青少年健全育成に対する社会の関心を高めることを目的として、京都府知事が「青少年の健全な育成に関する条例」第11条に基づき表彰する。
- 6 「青少年の健全な育成に関する条例」の趣旨に基づく社会環境浄化の推進
- 7 各団体事業等への共催・参加協力
  - （1）「社会を明るくする運動」京都府推進委員会への参加
  - （2）「きょうと薬物乱用防止行動府民会議」への参加  
「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」への参加
  - （3）「あすのKyoto・地域創生フェスタ」への参加 など

## 〔重点目標5〕 会員団体との連携・活動支援

- 1 「青少年育成市町村民会議懇談会」を開催 <再掲>
- 2 「青少年スマホ・ケータイ安全教室」を開催 <再掲>

### 3 「青少年健全育成地域連携推進事業」の実施 <再掲>

#### 4 青少年の育成に関する講座等の開催・支援

##### (1) 内容

会員団体等が開催する講座等に対し、京都府と連携し、希望のテーマに則した講師を紹介します。(出前語らい・府専門職員派遣など)

##### (2) 対象

会員団体及び関心のある府民など

#### 5 会員団体等の活動に対する助言、共催・後援等

#### 6 啓発資材等の貸出

##### (1) 視聴覚教材 (DVD 等)

##### (2) 明るい家庭づくり運動パネル (1 セット 5 枚)

##### (3) 大人が変われば子どもも変わる運動パネル (1 セット 4 枚)

##### (4) のぼり (6 種類)、横断幕 (3 種類)

##### (5) 貸出を希望される団体等は、当協会あてに直接申し込んでください。

## 〔6〕 その他

#### 1 研修会・会議等へ参加

内閣府主催の研修会・会議等に参加します。

#### 2 公益社団法人の運営

総会を開催 (6 月) します。

また、理事会を年 2 回開催 (5 月・翌年 3 月) します。

なお、会長に異動がある場合は、総会の後、理事会を開催します。

#### 3 財政基盤の充実

正会員・賛助会員の加入促進に努めます。

※平成 29 年度、「入会案内」パンフレットを 10,000 部作成

## 公2 「青少年海洋施設活動事業」

### 平成30年度 京都府立青少年海洋センター 事業計画

青少年の健全な育成を基本方針に、府内唯一の海洋活動施設として広く府民に親しまれ、期待される施設運営に努めます。

さらに、利用者に快適で安全な活動を提供するため利用者ニーズを的確に捉え、利用者の立場にたった施設運営とサービスの向上に努めます。

また、青少年団体のほか、青少年団体の利用域を超えた新しい利用団体や利用層の拡大を図るための利用促進に努めます。

- 1 指定管理法人として青少年海洋センター管理運営業務を適正に遂行します。
- 2 青少年の健全育成に資するための事業の実施に努めます。
- 3 学校教育機関と連携を深め、当施設での活動において教育効果が高まるよう努めます。
- 4 青少年等関係団体及び大学生協事業連合との連携を深め、その利用促進に努めます。
- 5 ホームページ、府・市町村の広報紙等広報媒体活用の他、フェイスブック等 SNS を活用した情報発信により、広報宣伝活動を行い利用の拡大に努めます。
- 6 新施設（野外炊事施設・ボルダリング場・トレーニング場）の設置に伴い、利用拡大に繋げる事業としてオープニングイベントを実施します。
- 7 営業誘致した大学のライフセービング実習に全面的協力支援を行います。

#### 施設別利用目標

施設名	
宿泊施設	16,500人
研修施設	350件
フィールドアスレチック	3,000人
野外炊事施設	8,000人
ボルダリング場	4,900人
トレーニング場	3,600人
カッター附属施設	9,000人



主催・共催事業

事業名	実施日	対象者	募集人員	延べ人員	内容
赤十字水上安全法 救助員養成講習Ⅱ	7月上旬 2泊3日	有資格者 (水上安全法救助員 認定証Ⅰ所持者)	15人	30人	救急法・水上安全法等講習会
ライフセービング 実習	9月3日(月) ～9月7日 (金) 4泊5日	明治国際医療大学 救急救命学科	70人	280人	海上での救助法・応急手当法実習
チャレンジ 漁業体験パート1	9月 1泊2日	2人以上のグループ  (18歳以下保護者同伴)	15人	15人	定置網体験
マイ食器作りと 野外炊飯	8又は9月 1泊2日	府内在住 小学5・6年生	20人	20人	食器を作り野外炊事で活用する
ニュースポーツ体験とレクリエーション	10又は 11月 1泊2日	府内在住 小学5・6年生	20人	20人	ボルダリング等の体験
チャレンジ 漁業体験パート2	10月 1泊2日	2人以上のグループ  (18歳以下保護者同伴)	15人	15人	定置網体験
地域スポーツ団体 合同事業 「親子のつどい」	1月下旬 1泊2日	地域スポーツクラブ員と保護者	30人	30人	室内レクリエーション他

※ 日程・活動内容等については、都合により中止変更する場合があります。

※ 参加者が少数の時は中止にする場合があります。

## 公2 「青少年海洋施設活動事業」

### 平成30年度 宮津市B&G海洋センター 事業計画

宮津市により改修整備された体育館「海の京都タックルアリーナ」の指定管理法人として適正な業務を遂行するとともに、地元レスリングクラブ・関係者にPRを行い利用の増加を見込みます。

更には京都府立青少年海洋センターの宿泊団体（研修・野外活動・観光）の補完施設として有機的に連携するとともに、新設整備された施設を有効に活用して幅広い利用促進に努めます。

また、地元の中学校・高等学校のクラブ活動の場として施設を提供するとともに地域住民の「コミュニティづくり・健康づくりの拠点」及び「海の京都」におけるスポーツ観光の振興拠点として施設提供にも努めます。

- 1 青少年及び地域の各種スポーツ団体の利用計画及び実施に対する指導助言を行います。
- 2 地域住民の健康づくりを目的とした体育、レクリエーション事業を展開します。
- 3 B&G財団が取り組む『自然体験活動』、『水辺の安全教室』事業を推進します。
- 4 京都府地域海洋センター連絡協議会、近畿ブロック地域海洋センター連絡協議会とも連携強化を図ります。
- 5 B&G全国指導者会と協力し、情報を共有することで円滑な施設運営を図ります。
- 6 指導員研修会等への積極的に参加し指導員の資質向上を図ります。
- 7 体育館・艇庫等の環境改善を行うとともに用具の補充・整備を行います。